

次世代育成支援対策推進法に基づく

一般事業主行動計画書

令和7年4月1日 策定

計画期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

計画内容

【目標】社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境のさらなる形成を促進し、育児を支援するための職場環境の改善と制度の周知させる。

【対策】令和7年5月1日～令和10年3月31日

育児や介護といった家庭内での問題に対処できる「育児休業・短時間勤務」及び「介護休業・短時間勤務」の説明の機会を増やし、利用しやすい職場環境を作る。
育児を支援するための職場の移動や勤務時間の変更・短縮等の要望に応じて対応する。
男性の育児休業取得の促進。
ノー残業デーの実施、継続。

その他

【次世代育成支援対策の内容として定めた事項】

育児休業を取得、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施

- 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
- 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
- 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
- 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供
- 育児休業後における原職又は原職担当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
- 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- 時間外・休日労働の削減のための措置の実施
- 小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入

女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画書

令和7年4月1日 策定

男女ともに長く勤められる、また、女性が活躍しやすく、
日々の生活を豊かにできる職場環境を整えられるよう、次のように行動計画を策定する。

計画期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

計画内容

【目標】有給休暇取得率を70%以上にする。

【対策】令和7年4月～

有給休暇取得率の現状を把握・共有する。

有給休暇取得促進について意識付けを行い、休暇を取りやすい仕組み及び雰囲気づくりを行う。

作成している年次有給休暇使用計画に沿って取得するよう定期的に促す。

管理職自身による率先取得。

株式会社 チームハイフィールド

代表取締役 上野 悠子